

除雪ドーザ  
(14 t 級、マルチプラウ付)  
仕様書

令和8年度  
十日町市  
(十日町地域：1台)



形 式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	100 kW 以上
(2) 動力伝達装	前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。
(3) タイヤ	
形 式	ラグタイヤ
(4) かじ取装置	
形 式	車体屈折式
(5) 運転室	
構 造	全鋼製密閉形
窓	(前・後)冬用ワイパーブレード付 3面窓両サイドワイパー

#### 4. 除雪装置

(1) 形 式	マルチプラウ形
(2) 構 造	鋼板円筒曲面構造
(3) 能 力	
切刃昇降範囲 (ストレート時、切刃下端)	地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上
アングリング角度	左右各 30 度 以上
上昇速度 (切刃下端、機関定格回転速度において)	500 mm/s 以上
(4) 全 幅	3,500 mm 以上
(5) 全 高	1,000 mm 以上
(6) そ り	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
(7) 切 刃	ストレート形平形刃先 (JIS D6101)

#### 5. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) アワーメータ	1 式
(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(5) 水温計	1 式
(6) 充電警告灯	1 式
(7) 運行記録計 (45 km/h、1 日計)	1 式

#### 6. 照明装置類

(1) 前方作業灯	2 灯 以上
(2) 後方作業灯	2 灯 以上
(3) 黄色灯火 (散光式)	全幅 1,100 mm 以上 1 式

## 7. 付属装置及び付属品

### 7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) カーヒータ (温水式、デフロスタ付) 又はエアコン	1 式
(3) ウインドウォッシャー (電動式)	1 式
(4) 標識板 (300×570 mm 以上、車体後部取付)	1 式
(5) アンダーミラー (後) またはそれに準ずるもの	1 式
(6) シガーソケット	1 式
(7) アタッチメント交換装置	1 式

### 7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	2 部
(5) タイヤチェーンリング付軽量タイプ (ワイヤーバンド付)	1 式

## 8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

## 9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

## 10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

## 11. その他の事項

### 11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

### 11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

### 11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

### 11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は契約金額に含むものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

除雪ドーザ（14 t 級、マルチプラウ付）オプション装備

（車両総質量に含むもの）

3. 車 体

（5）運転室 窓 前面熱線入り合せガラス  
3面窓両サイドワイパー

4. 除雪装置 マルチプラウ 一式  
振動抑制装置

7. 付属装置及び付属品

床マット	1 式
充電器接続用端子	1 式
鍵付給油口キャップ	1 式
カラーバックモニター	1 式
バッテリースイッチ	1 式
※バッテリー盗難対策をすること	

（車両総質量に含まないもの）

7. 付属装置及び付属品

タイヤチェーンリング付軽量タイプ（ワイヤーバンド付）	1 式
----------------------------	-----

納入場所 十日町除雪センター（十日町市内島 1082 番地）

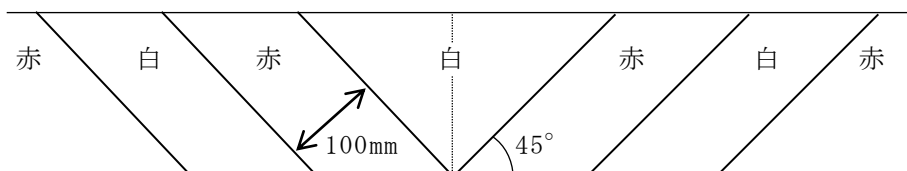
納入期限 令和9年3月31日

## 特記仕様書

機械名 除雪ドーザ  
規格 14 t 級、マルチプラウ付

仕様書による他、次の各号によるものとする。

1. 車体の塗装は、2001年度日本塗料工業会塗料標準色のA17-70Xとする。
2. バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。  
なお、バンパーを有しない車種にあつては、これに類する箇所に塗色する。  
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。  
(塗料には耐光性のある屋外塗料を使用すること)



車両前後部の赤白縞

3. 「図1-除雪機械表示箇所図」のように十日町市を丸ゴシック体で記入するものとする。
4. 建設機械管理番号を、「図2-雪寒機械管理番号寸法図」をもって、車両運転席の両側面及び除雪装置に表示する。  
なお、建設機械管理番号は「K08-0001」である。
5. 車体の後部に取付ける標識板は「図3-除雪車後部標識板製作及び取付寸法図」をもって、取付けるものとする。  
但し、後部に標識装置が付く場合は、上記標識板は取り付けないものとする。
6. 黄色灯火等の取付け位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。

7. 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。

なお、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税(必要な機種のみ)」については、別途発注者が負担するものとする。

8. 建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。

①主仕様

②機械とエンジンの型式(呼称) 及び 制作会社、製造番号、製造年月日

9. 次に示す写真を提出するものとする。サイズはカラー・サービス判とするが、デジタルカメラ撮影のものでも可とする(画像が鮮明なものに限る)。

①車両の前後、両側面(管理番号がわかるもの) … 3部

②左斜め前方、右斜め後方から撮影したもの … 3部

③国土交通省交付金除雪機械の表示拡大写真(次④と合わせても一枚でも可)

… 3部

④管理番号拡大写真 … 3部

⑤付属品(車体側面下に置き、車体の1部を写し込む) … 3部

10. 最新版の部品価格表を1部添付するものとする。

11. 除雪装置の回転部分又はプラウ前面等は赤色塗装とする。

12. この度の提出書類で電子データとして保管してあるもの(写真を含む)は、電子データで提出するものとする。

提出媒体は任意とするが、担当者と協議の上で提出する。

13. 納入場所において当該調達機械の運転及び取扱等について、十分な知識を有する技術者を派遣し、技術指導を行うものとする。

14. 前各号で必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。

また、機械形状等により、文字位置・寸法 及び 表示箇所等の変更が必要な場合については、担当者と協議の上で変更できるものとする。

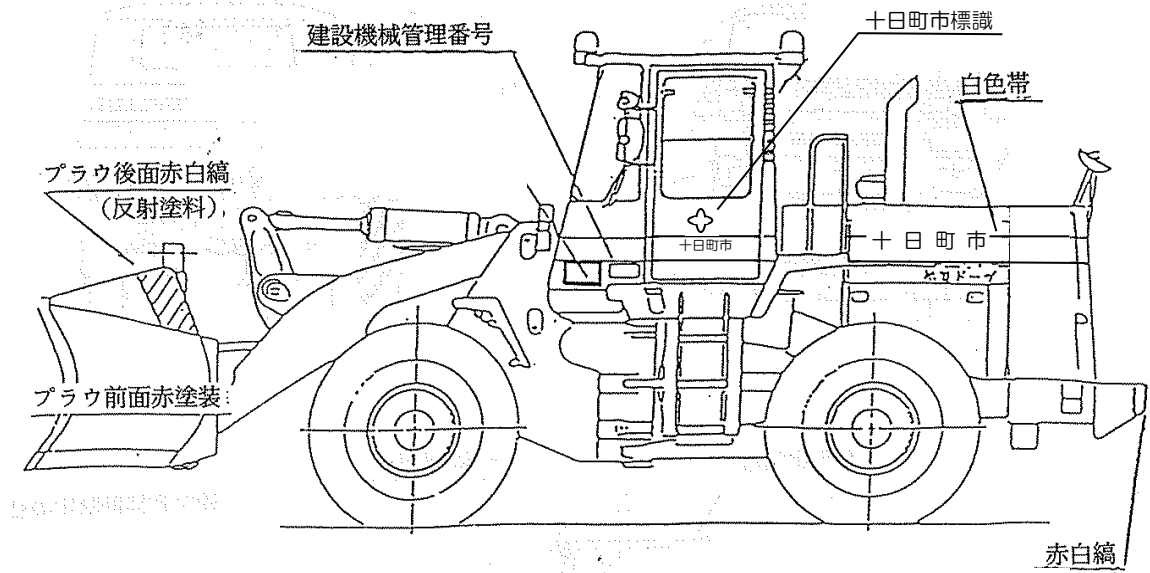


図1－除雪機械表示箇所図

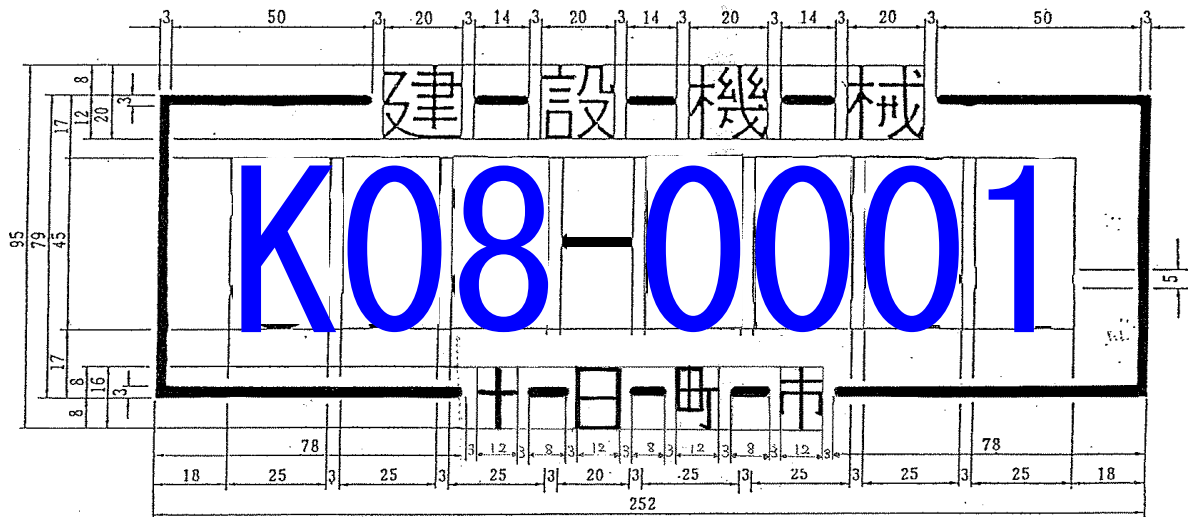


図2-雪寒機械の管理番号寸法図

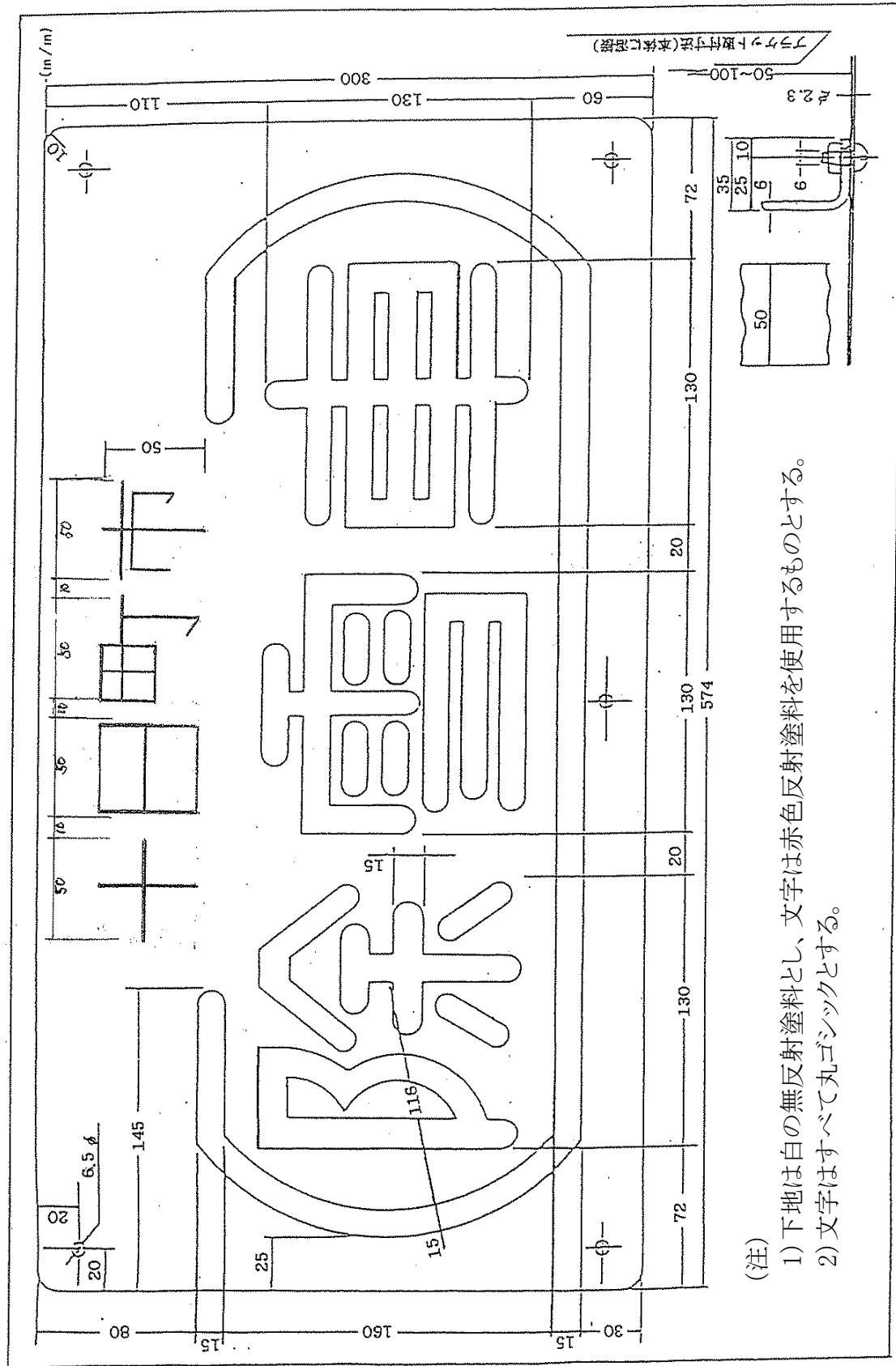


図3—除雪車後部標識板製作及び取付寸法図